

早川町・身延町・南部町医療事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(令和7年9月1日規則第13号)

長期継続契約の締結に関しては、身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(令和3年身延町規則第1号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する